

エコノミスト
360° 視点



渡辺 博史 国際通貨研究所理事長

金融商品と利子の「再投資」

個人が金融商品を利用する際受け取った利回り分の「再投資」を考える必要がある。例えば10年にわたって運用しよつと思った場合、一般的に利用できる銀行の定期預金や社債、国債では常にこの再投資が重要な意味を持つ。

これらの金融商品では、発行時点の金利で計算された利子が年2回、あるいは年1回支払われる。しかし、受け取

つた利子は改めて金融商品に投資しないと、その部分に利回りは生じない。途中で受け取った利子を上乗せして運用できなければ、計算上の最大利回りは享受できない。

ただ、最近の金利状況では毎回の受取金額は極めて少額で、新たな投資に回そうと考えるような単位金額にはならない。このため受け取った利子は往々にして現金のまま放

置され、結果として全体の利回り低下をもたらす。

この再投資の問題をクリアする1つの手段は、割引債(ゼロクーポン債)である。額面金額より割り引いた金額で発行される債券で、X年後に100万円で受け取る割引債を90万+Y万円で購入すれば、受け取りまで再投資をせずに運用できる。子どもの誕生直後に購入し、6年後に必要と

去の経緯から適用税率が低く
されているが、その源泉徵収
時点を購入時とするといった
変則的な制度になっていたた
め、逆に利用が抑制されてい
る。また、利用する人によつ
て資金の受け取りが必要とな
るXの時期は異なる。先の例
の6年目だけでなく、5年目、
7年半目など、様々な要因に
応じて個別に債券設計をして
発行することになるため、金

用が進んでるのが「ストリップス債」(STRIPS、元本利子分離債)である。これをえば、5年後、7年半後、あるいは2026年11月に受け取るという金融商品なども利用することができる。どういうことか?

トリップス債だ。先の8年債であれば元本を表象する一枚と、利払いについては時期別に16枚、計17枚の支払約束証書があるわけだ。その中から受け取りを希望する時期の支払いを約束したものを購入すればよいことになる。

債の場合も、多くの国で発行利回りはマイナスだが、毎回の利札がマイナスになっているわけではない。数千億円、数兆円単位で発行されている以上、100万円単位のユニットでの取引は可能になる。